

令和6年度毒物劇物取扱者試験受験案内

1 試験の日時及び会場

- (1) 日 時 令和6年9月4日(水)
午後1時30分から午後3時30分まで(120分間)
- (2) 会 場 山形県立保健医療大学(山形市上柳260番地)
※例年と会場が異なりますので、ご注意ください。

2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 試験科目及び出題範囲(すべてマークシート方式)

科目		出題範囲及び問題数	配点
1	毒物及び劇物に関する法規	毒物及び劇物取締法、同法に係る政省令 (20問)	20点 (1問1点)
2	基礎化学	高等学校学習指導要領「化学基礎」「化学」 程度 (20問)	20点 (1問1点)
3	一般	毒物及び劇物全般 (10問)	各10点 (1問1点)
	農薬用品目	毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物 (10問)	
	特定品目	毒物及び劇物取締法施行規則別表第2に掲げる劇物 (10問)	
4	一般	毒物及び劇物全般 (10問)	各10点 (1問1点)
	農薬用品目	毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物 (10問)	
	特定品目	毒物及び劇物取締法施行規則別表第2に掲げる劇物 (10問)	

※ 試験科目「4 実地試験」についても筆記にて実施します。

4 受験資格

年齢、学歴、経験等は問いません。

ただし、次の方は試験に合格しても毒物劇物取扱責任者になることができません。

- (1) 18歳未満の者
(2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

なお、次の方は毒物劇物取扱責任者になることができますので、受験する必要はありません。（詳しくは、山形県健康福祉部健康福祉企画課薬務担当又は最寄りの保健所医薬事担当にお問い合わせください。）

- (1) 薬剤師
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校又はこれと同等以上の学校で、応用化学に関する学課を修了した者

5 受験手続

(1) 提出書類

- ア 受験願書 1部
- イ 戸籍抄本又は本籍地の記載のある住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの） 1通
 - ※ 発行日から6ヶ月以内のもの、コピー不可
- ウ 写真（4.5cm×3.5cm、無帽・上半身・正面向き、願書提出日から6ヶ月以内に撮影したもの。） 1枚
 - ※ 裏面に氏名及び生年月日を記載し、受験願書の所定の位置に貼付すること。

(2) 試験手数料 11,000円

（山形県収入証紙（以下「県証紙」とします）で納入）

- ※ 受験願書の所定の場所に貼付し、消印はしないでください。
 - ※ 県証紙以外での納付（現金書留、郵便為替等）は認めません。（国の収入印紙ではないので注意して下さい。）
 - ※ 試験手数料は、受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還いたしません。
 - ※ 県証紙売りさばき所については、山形県ホームページで「県証紙」と入力して検索していただくか、以下のとおり進んでください。
（ホーム＞県政情報＞財政・予算＞県証紙＞県証紙売りさばき所の御案内）
 - ※ 売りさばき所で購入することが困難な方は、「山形県庁売店」で県証紙の郵送販売をしております。山形県ホームページにて案内しておりますので以下のとおりに進んでください。
（ホーム＞県政情報＞財政・予算＞県証紙＞県外からの県証紙の購入方法）
- 【注意事項】**
- ・売店が申し込みを受けてから県証紙返送まで1週間から2週間程度、時間がかかる場合があります。願書受付の期限に余裕を持って申し込み下さい。
 - ・不明な点については「山形県庁売店」023-630-3011（8時から18時）まで

(3) 願書の受付

ア 受付期間 令和6年6月5日(水)から令和6年6月26日(水)まで

(県庁閉庁日を除く)の午前9時から午後5時まで

※ 郵送で提出する場合は簡易書留とし、令和6年6月26日(水)の消印のあるものまで有効とします。封筒の表には、「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きしてください。

イ 受付場所 山形県健康福祉部健康福祉企画課薬務担当(県庁3階)

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

TEL 023(630)2662

(4) 受験通知書

令和6年8月中旬に、受験通知書を受験願書に記載された住所に送付しますが、**令和6年8月23日(金)**まで届かない場合は、山形県健康福祉部健康福祉企画課薬務担当まで連絡してください。

6 合格基準

次のいずれの項目をも満たすものを合格者とします。

(1) 3科目*の総合得点 36点以上(6割以上)

(2) 各科目*の得点 8点以上(4割以上)

※試験科目3及び4については、合わせて1科目とする。

7 合格発表及び合格通知

期 日 令和6年10月8日(火)午前10時

場 所 山形県ホームページ(発表時間は多少遅れることがあります。)

山形県庁正面玄関東側掲示板

山形県内各保健所(山形市保健所を除く) (最上・置賜・庄内は総合支庁屋外掲示板)

※ なお、合格発表の際は受験番号のみを掲示します。可否に関して電話での問い合わせには応じられません。合格者に対する通知は、合格証の発送をもってかえます。

8 試験結果の情報提供

受験者本人から口頭による情報提供の求めがあった場合、下記により本人の試験結果を提供します。

(1) 提供する内容: 総合得点、科目別得点

(2) 情報提供の受付

受付期間: 令和6年10月8日(火)から令和6年11月5日(火)まで

(県庁閉庁日を除く)

受付時間: 午前10時から午後4時まで

場 所: 山形県健康福祉部健康福祉企画課薬務担当(県庁3階)

(3) 持参するもの

受験通知書

紛失等により受験通知書を提示できない場合は、本人確認のできるもの（運転免許証等）

(4) その他

情報提供を求めることができる者は受験者本人に限ります。また、情報提供は直接口頭によるものとし、郵送、電話等では行いません。

9 その他

- (1) **原則として遅刻は認めません。**やむを得ない事情（公共交通機関等の遅れ等）により遅刻した場合は、事務局の指示を受けてください。
- (2) **会場内に時計はありません。**また、携帯電話（スマートフォン含む）、PHSを時計として使用することはできません。
- (3) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障がいをもつ方で受験を希望する者は、**試験願書の提出前に**申し出てください。申し出のあった方については、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な配慮を講じることがあります。
- (4) マスクの着用など基本的な感染対策は、受験者本人の判断により実施してください。
- (5) 受験の申込み後、災害発生等の影響により、試験の実施が困難と判断し、試験を延期又は中止する場合があります。その場合は、**出願者への個別連絡は行わず、山形県ホームページの「毒物劇物取扱者試験に関するページ」に掲載します。**